

鎌倉市告示第 267 号

景観重要建築物等の指定変更について

鎌倉市都市景観条例（平成 18 年 9 月条例第 16 号）第 30 条の規定により、次のとおり景観重要建築物等の指定を変更したため、告示します。

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日

鎌倉市長 松尾 崇



対象物件	第 8 号 旧里見弴邸
指定変更年月日	令和 7 年（2025 年）3 月 18 日
変更内容	一部意匠の変更 名称の変更 [ 変更前 ] 石川邸（旧里見弴邸） [ 変更後 ] 旧里見弴邸
その他	指定番号、所在地等につきましては、従前から変更ありません。